平成２８年（フ）第６０８号
静岡市駿河区丸子新田488番地の４　マンションヒマワリ303号
債務者　望月　寿恵
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２８号
岡山市北区花尻あかね町11番地114ロイヤルせのお105号、旧住所岡山県小田郡矢掛町矢掛247番地10
債務者　**中濵**　渉
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３３号
神奈川県鎌倉市岡本２丁目20番７－104号
債務者　渡邊　茂
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６５５号
横浜市磯子区杉田４丁目18番４号　小泉荘１階
債務者　内海　英昭
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８３号
横浜市栄区上郷町274番地10
債務者　齋　直也
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９５号
神奈川県海老名市社家3664番地の116
債務者　田村　美和（旧姓桐原）
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７１１号
横浜市中区弁天通３丁目39番地　ライオンズマンション関内第２　705
債務者　出嶋　信吾
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８４号
横浜市南区永田東３丁目１番３－1106号
債務者　土門　郭弘
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８５号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目４番56－101号
債務者　保田　康
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８６号
横浜市緑区鴨居４丁目73番２号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９６号
神奈川県綾瀬市綾西１丁目１番１号
債務者　小松　鉄郎
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９７号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８番14号　レインボー南林間301
債務者　宇佐美　浩
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０１３号
東京都府中市清水が丘２丁目１番地の５新井ビル306
破産者　三次　正人
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目20番地
破産者　齋藤　貴征
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１１１１号
千葉県船橋市海神５丁目28－18
破産者　赤池　輝子
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４６号
福井市大和田１丁目101番地
破産者　丸心青果株式会社
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
広島県東広島市福富町下竹仁1221番地２
破産者　株式会社Ｈ．Ｓ．ホーム
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部